

型 式 の 区 分

電気芳香拡散機

要 素	区 分
(A) 定格電圧	(1) 125 V 以下のもの
	(2) 125 V を超えるもの
(B) 電動機の種類（遠隔操作作用のものを除く。）	(1) 単相誘導電動機のもの
	(2) 整流子電動機のもの
	(3) 3 相誘導電動機のもの
	(4) その他のもの
(C) シャッター（換気扇の場合に限る。）	(1) あるもの
	(2) ないもの
(D) 電源スイッチ（機器本体に取り付けられ、操作することによって機器の主機能の動作が可能となるスイッチのことをいい、自動スイッチ及び自動温度調節器を除く。）	(1) あるもの
	(2) ないもの
(E) 扇風機の種類	(1) 卓上型、壁掛け型又はスタンド型のもの
	(2) 天井取付型のもの
	(3) その他のもの
(F) 使用場所（扇風機、サーキュレーター及び換気扇の場合に限る。）	(1) 屋外のもの
	(2) 屋内のもの
(G) 遠隔操作機構	(1) あるもの
	(2) ないもの
(H) 二重絶縁	(1) 施してあるもの
	(2) 施していないもの

備考：該当する要素記号及び区分番号に○印を付して下さい。

JET91103-1/1-(end)